

資料2

令和2年度障がい児者の相談支援に関する
実施状況調査結果概要（大阪府調査）

令和3年 3月
大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課

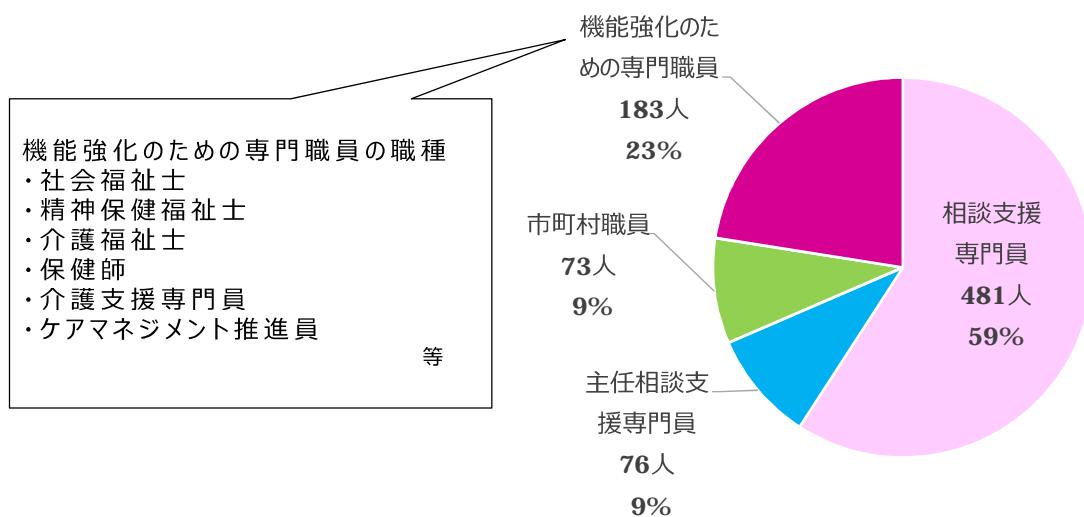
- 調査時点：令和3年1月31日時点
- 調査対象：43市町村
- 回答状況：43市町村

1-1 障がい児者相談支援事業及び基幹相談支援センターの状況

◇障がい児者相談支援事業所

地域生活支援事業（交付税）による障がい児者相談支援事業を実施する事業所は府内で**165事業所**（重複あり）
1市町村当たり、**平均3.9か所**

◇障がい児者相談支援事業及び基幹相談支援センター従事者内訳



1-1 障がい児者相談支援事業及び基幹相談支援センターの状況

令和3年1月31日現在、基幹相談支援センターを設置している市町村は
34市町村（63か所）となっている。

①設置状況

設置状況	R2	R1
設置済市町村	34 (79.0%)	32 (74.4%)

②設置済市町村の設置形態

設置形態	R1
単独	直営 10
	委託 19
共同	直営 0
	委託 5

●基幹相談支援センター設置市町村（R3.1.31現在）

【単独設置・直営（10市町）】

岸和田市、吹田市、高槻市、茨木市（一部委託）、八尾市、富田林市、寝屋川市、箕面市、島本町、豊能町

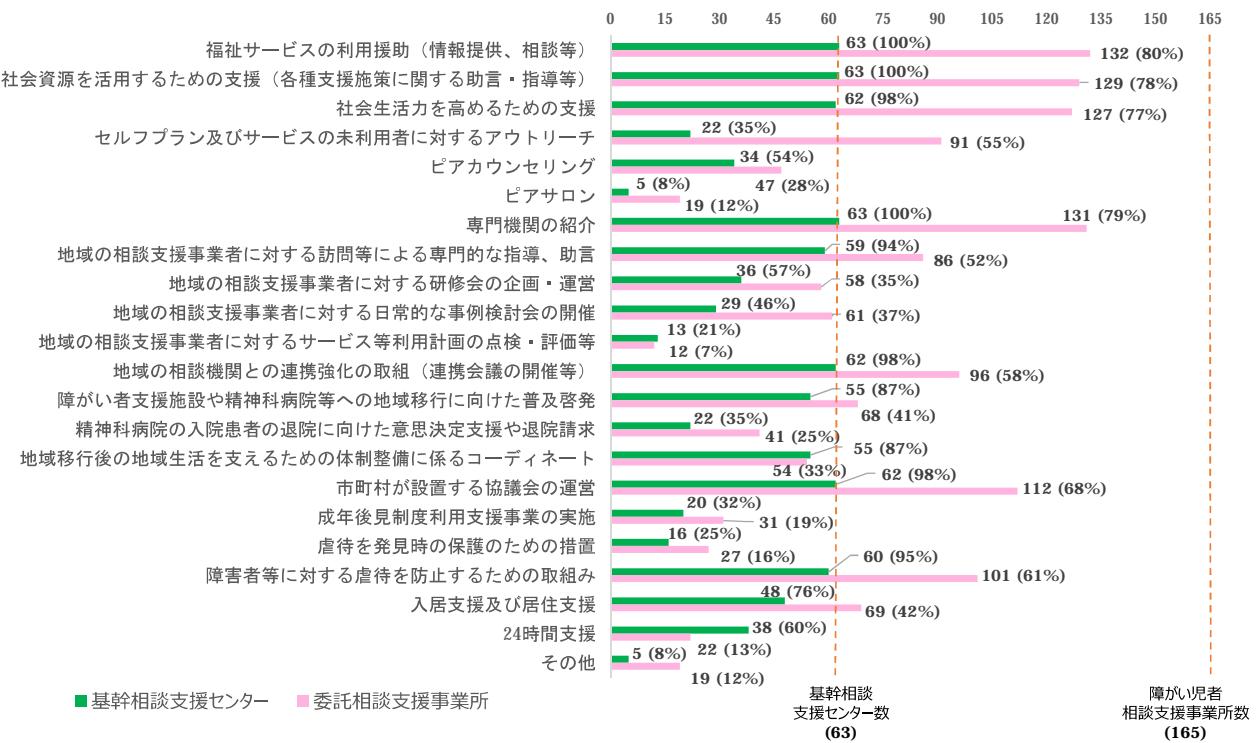
【単独設置・委託（19市町）】

大阪市（24か所）、堺市（8か所）、豊中市、池田市、貝塚市、守口市、枚方市（3か所）、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、大阪狭山市、能勢町

【共同設置・委託（5市町村）】

泉佐野市、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村

1-2 障がい児者相談支援事業及び基幹相談支援センターの業務内容



2. 相談支援体制の整備状況について

◇2-1 指定特定・指定障がい児・指定一般相談支援事業所

指定の種類	事業所数（重複あり）
	令和3年1月31日現在
計画相談支援	1,118
障がい児相談支援	795
地域移行支援	415
地域定着支援	413

◇2-2 相談支援体制の協議・検討の場の設置及び協議・検討事項について

※複数回答可

- 相談支援体制の協議・検討の場は全市町村で設置されている。

※市町村数43

協議・検討の場	市町村数
自立支援協議会	42
相談支援事業所連絡会	23



2-3 相談支援人材の養成・確保について

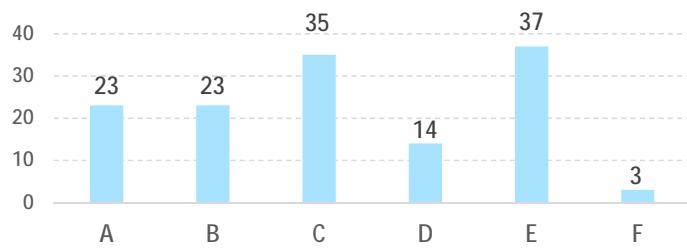
◇相談支援専門員の確保のための取組み



※複数回答可

- A:既存の障がい福祉サービス事業所等に指定相談支援事業所の新規開設を働きかけている
- B:管内の指定相談支援事業所に相談支援専門員の増員を働きかけている
- C:単独補助制度を設けている
- D:事業所の経営・業務の実態把握調査を行っている
- E:その他
 - ・市内のケアマネージャーに資格取得を働きかけている
 - ・基幹相談支援センターが新規事業所のフォローアップ 等

◇相談支援人材の資質向上の取組み



※複数回答可

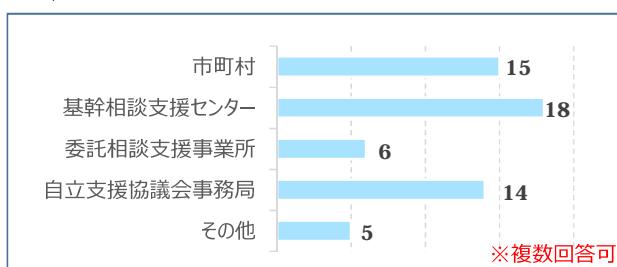
- A:研修を行っている
- B:計画相談の進め方について検討の場を設けている
- C:事業所間の情報交換の場を設けている
- D:計画相談の点検・評価を行っている
- E:基幹相談支援センター又は市町村職員が助言を行っている
- F:その他
 - ・自立支援協議会のワーキングチームで人材育成について協議している
 - ・相談支援専門員向けの研修について庁内関係課で内容や時期を共有している
 - ・R3年度中に相談支援事業所連絡会を設置予定
 - ・毎年研修を行っているが、令和2年度は新型コロナの影響で未実施

2-4 相談支援専門員対象の研修について

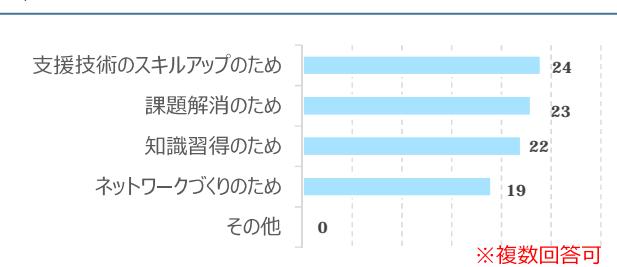
◇研修の実施状況

実施 16市町村（実施市町村当たりの年間平均実施回数 3.2回）

◇研修の実施主体



◇研修の実施目的



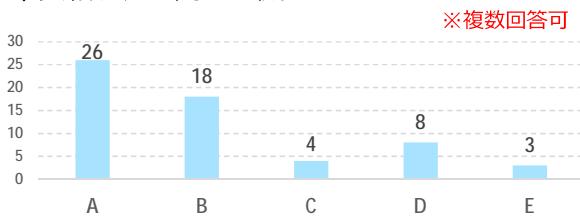
その他：事業所連絡会、委託事業者、各専門機関、専門員協会 等

◇研修テーマ

テーマ	市町村回答
障がい者ケアマネジメント	なぜ、（相談）支援にアセスメントが必要なのか？／障がい者自立支援協議会とは／援助技術／地域の相談支援機関との連携／相談支援業務の振り返り／相談支援の3層構造について／多問題ケースへの対応／本人のニーズに基づいたサービス等利用計画案作成について／相談支援の流れ・最新情報をふまえて／新任相談支援専門員向け連続勉強会
障がい特性	施設から地域へ・強度行動障がいのある人への支援を中心に／発達障がいのある人への支援について／発達障がいへの理解促進／障がい特性・役割などの理解を深める／視覚障がい者への支援／触法障がい者研修／発達障がい研修／高齢障がい者研修／発達障がい児支援／睡眠障がい／医療的ケア児の支援
権利擁護	成年後見制度／大阪府成年後見制度利用促進活用／障がい者虐待について／LGBTQへの理解と支援について／成年後見の申立て手続き
その他	地域包括ケアシステムから考える相談支援専門員の役割／ひろめよう！みんなの療育手帳使い方ガイド／依存症及び保健所業務について／インディエンデント リビング上映会

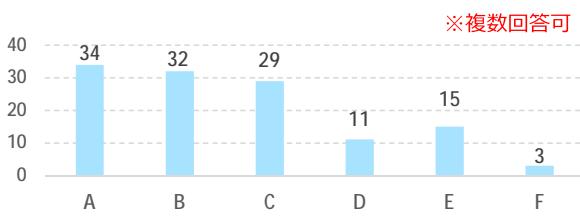
2-5 計画相談支援及び障がい児相談支援の給付について

◇支給決定に関する取組み



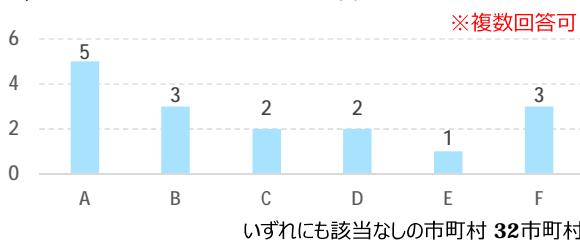
- A: 特定の指定相談支援事業所に業務が集中しないようにしている
- B: 支給決定に当たって、年間を通して指定相談支援事業所の業務量が分散するようしている
- C: モニタリング期間について市町村独自の基準（ガイドライン等を含む）を設けている
- D: 事業所の事務の効率化策について検討している
- E: その他

◇セルフプラン作成者への働きかけについて



- A: 相談支援専門員による計画作成について十分な説明を行なっている
- B: 相談支援専門員によるケアマネジメントを希望の有無を確認している
- C: セルフプランから計画相談への移行を促している
- D: セルフプラン作成者に対して、市町村又は基幹相談支援センター等が定期的に状況の把握モニタリングを行っている
- E: セルフプラン作成数を把握・検証する場がある
- F: その他

◇サービス等利用計画等の評価について



- A: すべてについて実施する
- B: 新規支給決定分について実施する
- C: 相談支援専門員ごとに数事例を抽出し実施する
- D: 無作為抽出で実施する
- E: セルフプランについて実施する
- F: その他
 - ・介護サービス優先で障がいサービス利用者のケアプラン
 - ・平成30年度モデルとして4件実施
 - ・令和元年度に研修を行い自己点検の場を持つとともに事例検討形式でも検証を行った
 - ・評価までには至っていないが、サービス内容等が適切なのか全件チェックしている

2-6 主任相談支援専門員について

◇主任相談支援専門員養成研修修了者の管内指定相談支援事業所への通知について

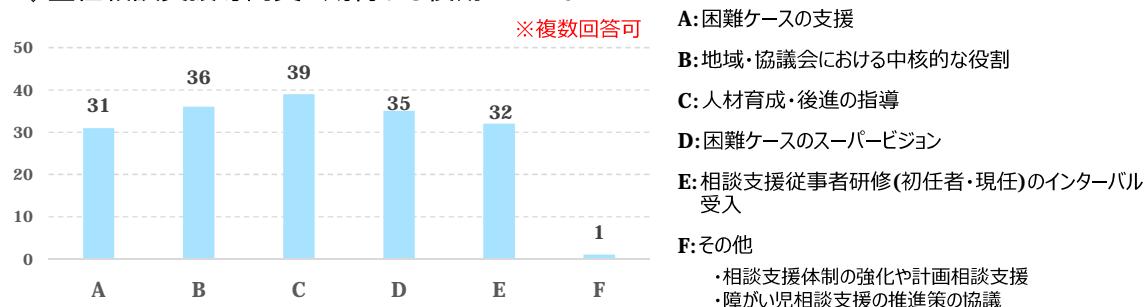
周知している市町村：16市町村(36%)

周知していない市町村：27市町村(64%)

<参考>

大阪府が実施する主任相談支援専門員養成研修へ推薦していない市町村：16市町村

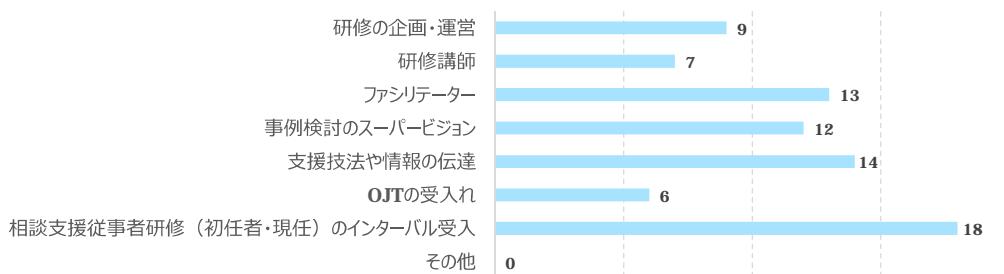
◇主任相談支援専門員に期待する役割について



2-6 主任相談支援専門員について

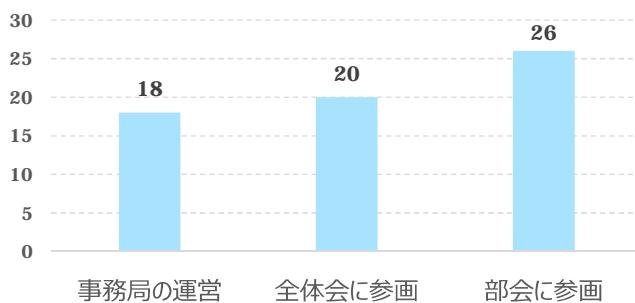
◇主任相談支援専門員の市町村における人材育成の関わりについて

※複数回答可



◇主任相談支援専門員の自立支援協議会の参画について

※複数回答可



主任相談支援専門員と市町村との関わりについて

主任相談支援専門員が地域と関わることで、相談支援の活性化につながった取組み

- ・研修の講師やファシリテーター及び相談支援従事者研修のインターバル受入れに関わってもらうことで、事業者間のネットワークが強化された。
- ・ひきこもりなど福祉サービスに至らないケースを把握することができている。
- ・相談支援従事者研修（初任者・現任）のインターバルを積極的に受け入れ、相談支援専門員の充実に貢献されている。会議等において主任相談支援専門員としての知見を提供することで、地域支援体制の活性化に貢献されている。
- ・積極的に地域と関わる中で個人のスキルアップが図れた。
- ・インターバル受入時に、自立支援協議会の状況を伝えることができる。また計画の立て方だけでなく、相談支援専門員としての考え方等の伝達の場となっている。
- ・主任相談支援専門員が他の事業所の支援員に対して指導する機会が増え、市内事業所の質の向上が図られた。
- ・ひきこもり支援のネットワークや自立支援協議会の部会に参加することで、相談支援の役割が他の関係機関に周知され、連携しやすくなっている。

主任相談支援専門員との連携を進めるうえで、課題と感じていること

- ・現在は、基幹相談支援センターに配置し、地域づくり、人材育成、困難ケース対応の後方支援を担っているが、今後、指定相談支援事業所に配置される場合、基幹相談支援センターとの役割分担や、具体的にどのような業務を担ってもらうかなど、整理が必要な課題が多くある。
- ・主任相談支援専門員の役割分担。相談支援に関する意見を聴取する機会（会議体を市全体、地区ごと等のいずれにするか）。
- ・明確な役割について協議できていない。
- ・主任相談支援専門員が兼務であるため、主たる業務を優先せざるを得ない。
- ・主任相談支援専門員の数の少なさ等から、負担等が集中しない取組みが今後必要になってくると思われる。
- ・現状は、主任相談支援専門員の役割が明確にできていない。
- ・相談支援員への市職員と主任相談支援専門員の役割分担の周知。

(主任相談支援専門員がない市町村)府が実施する主任相談支援専門員養成研修へ推薦しない理由や課題等

- ・基幹相談支援センターが直営であることから、参画の方法に課題がある。委託相談支援事業所に配置されている主任相談支援専門員が自立支援協議会に参加している。
- ・主任相談支援専門員にどのような役割・働き（例えば、協議会、相談員への働きかけ、地域との連携など）を求めるべきか、本市における主任相談支援専門員の役割の明確になっていない。また、特定事業所所加算取得目的の主任相談支援専門員の配置になってしまうことを危惧している。
- ・研修受講資格のある相談支援専門員がない。
- ・希望者がいない（研修時間の長さ、研修受講後に期待される働きを果たせるか不安などの理由）。

相談支援にかかるツールの活用状況

ツール名	利用市町村数
市町村が独自で作成したサポートブック	5
サービス等利用計画作成サポートブック（日本相談支援専門員協会）	13
サービス等利用計画評価サポートブック（日本相談支援専門員協会）	10
サービス等利用計画書き方ハンドブック（日本相談支援専門員協会）	6
大阪府相談支援ハンドブック（大阪府障がい者自立支援協議会）	27
大阪府相談支援ガイドライン（大阪府障がい者自立支援協議会）	21
相談支援体制における人材育成と定着支援に向けて（大阪府障がい者自立支援協議会）	12
大阪府サービス等利用計画サポートツール（大阪府障がい者自立支援協議会）	16
地域の相談支援体制について（大阪府障がい者自立支援協議会）	10
その他	1

市町村における相談支援体制の課題

相談支援の充実・強化に向けて課題と認識していること（主な回答）

< 体制整備 >

指定特定相談支援事業所の体制が脆弱で、基幹相談支援センターとの役割分担が十分に進まない／ 他分野の専門機関との円滑・効果的な連携／ 相談支援センターの配置の地域差／市と相談支援事業所間での顔の見える関係づくり／ 基幹相談支援センターが未設置のため、設置に向けた検討／ 自立支援協議会の定期開催、組織の強化

< 事業所運営 >

事業所の廃業や相談支援専門員の退職・転勤による、利用者の混乱／ 計画相談支援報酬が低く、委託事業の予算に限りがある／ 専従職員が配置できない相談支援事業を安定して継続できない体制（報酬含む）

< 計画相談 >

計画作成達成率の向上／ 相談支援事業所数が少ないことが理由でのセルフプランの新規利用者増加

< 人材育成 >

相談支援の適切な人材不足／ 事業所や相談支援員の受け入れが、障がい者数に間に合っていない／ 計画相談支援専門員の確保が難しく、依頼しても断られる／ 相談支援専門員のスキルによる差／ 緊急時や多岐に渡る個々の課題に対しての相談支援専門員の経験不足／ 基幹相談支援センター職員の経験年数が浅いことによるケース対応の弱体化／ 主任相談支援専門員の配置が進んでおらず、市として主任相談支援専門員の役割の明確化が急務

< その他 >

市民への相談支援事業の周知・浸透及び支援を必要とする人の把握と支援の利用促進

相談支援体制の充実に向けた市町村の独自の取組み（主な回答）

< 体制整備 >

行政主催による多分野の総合的な支援調整の場の開催／ 身近な場所で障がい種別に関わりなく相談できる窓口の設置に向けた取組み／ 連絡会・基幹圏域のエリア会議／ 地域活動支援センターと一緒に運営、日常的な活動などからも、ケース課題を抽出／ 令和3年度中に相談支援事業所連絡会を設置予定／ 基幹相談支援センター未設置のため、主任相談支援専門員に基幹の機能の一部（専門相談・人材育成等）を委託／ 相談支援事業所連絡会での情報共有及び事例検討

< 事業所運営 >

計画相談支援・障がい児相談支援手引書の作成／ 利用者向けの分かりやすい事業所一覧の作成／ オンラインサーバーによるパンフレットや事業所情報の共有／ 定期的に事業所間で情報提供できる場を設け、また事業所を訪問し現在の取組みや今後について話し合う機会を設けるよう努めている／ 基幹相談支援センター及び市で相談支援事業所立上げの説明に事業所を訪問

< 人材育成 >

相談支援専門員対象の研修、基幹相談支援センター向けのスーパーバイザー派遣などの実施／ 新任相談員に対する連続勉強会などの研修の実施・相談支援従事者研修のインターバルで主任相談支援専門員によるグループスーパーバイジョンを実施／ 初任相談員へは初任者ゼミを年間で行い、現任相談員に対しては基幹相談支援センターより訪問調査を1回程度実施／ 相談支援部会や研修・啓発 P T 等の中で研修を実施し、スキルアップを図る／ 自立支援協議会におけるネットワーク会議の実施、研修の実施

< その他 >

新規事業所の開設及び既存事業所においての相談支援専門員の確保により、セルフプラン対象者を新規で担当した場合に、運営補助を実施／ 市独自事業である相談支援事業所開設補助、相談支援初任者研修費補助制度を実施